

(3) 定置漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
筑定第1号	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	福岡市小呂島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 (イ)基点第7号から真方位302度26分 1,444メートルの点 (ロ)基点第7号から真方位344度08分 809メートルの点 (ハ)基点第7号から真方位313度11分 426メートルの点 (ニ)基点第7号から真方位282度24分 145メートルの点 (ホ)基点第7号から真方位220度44分 1,068メートルの点	なし	福岡市西区小呂島	個別漁業権	新規漁業権
筑定第2号	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	福岡市小呂島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 (イ)基点第7号から真方位22度06分 957メートルの点 (ロ)基点第7号から真方位49度50分 1,869メートルの点 (ハ)基点第7号から真方位81度57分 1,452メートルの点 (ニ)基点第7号から真方位36度51分 607メートルの点	なし	福岡市西区小呂島	個別漁業権	新規漁業権

イ 免許予定日 令和5年9月1日
 ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 エ 申請期間 令和5年6月14日から令和5年7月14日まで